

スポーツイベントと 持続可能性

SUSPON 責任ある調達部会、FoE Japan 理事 三柴 淳一

東京都の木材調達の課題 レガシーを引き継ぐ前にやるべきこと

2020年の東京五輪・パラリンピック開催に際し、新国立競技場をはじめ多くの競技施設が新築・改築されています。それらの施設で多くの“木材”が使用されていることをご存知でしょうか。

新国立競技場については、外から見える軒やひさしに47都道府県の木材が使用されていることが報じられています。ほかにも、各施設の構造を成すコンクリートの部分を建設する過程で、多くのコンクリート型枠合板が使用されています。その多くは熱帯産で、生産現場で起きている違法伐採や持続可能でない伐採は、熱帯林の減少につながり、気候変動にも大きな影響を及ぼしていることが問題視されています。

東京2020大会組織委員会（以下、組織委）は「持続可能性に配慮した木材の調達基準」を策定し、競技施設の建設に使用される木材の環境・社会リスクに配慮するとしています。建設案件には東京都が所管するものも含まれています。組織委の調達基準を東京都が“レガシー”として引き継ぐことが議論されていると聞きますが、そもそも東京都は通常の業務の中でどのような配慮をしているのでしょうか。その現状を見て

いきたいと思います。

都の熱帯木材使用抑制方針

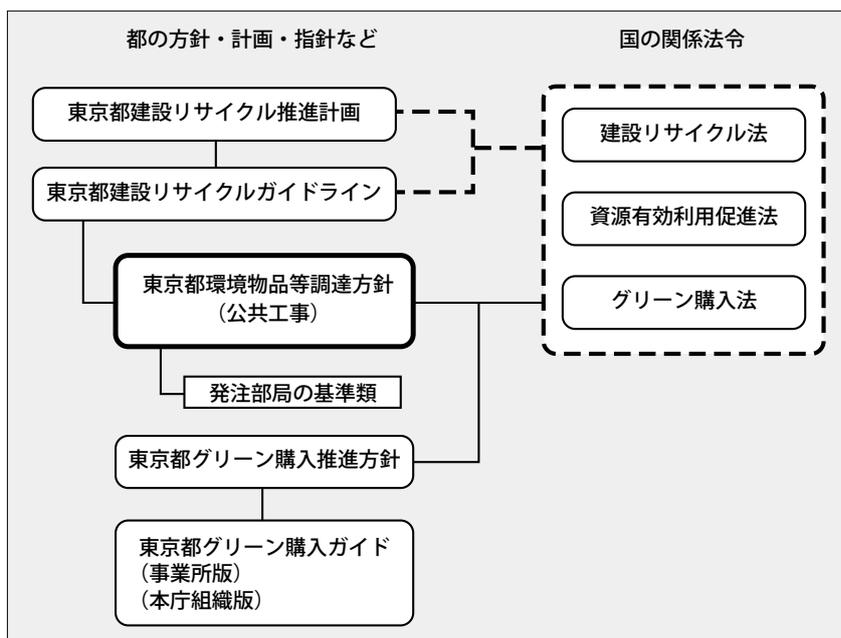
都は、国のグリーン購入法に基づく東京都グリーン購入推進方針のもと、グリーン購入ガイド事業所版と本庁組織版を作成し、環境配慮型製品の調達を奨励しています。

一方、公共工事については、国の建築リサイクル法などに基づき建築物などの解体などを行う場合、事前届出、分別解体や再資源化などが義務づけられているため、都も建設リサ

イクル推進計画や建設リサイクルガイドラインを定め、事業者に対応を求めています。また公共工事の環境負荷低減に努めるため、グリーン購入法の特定期調達品目を参考に都環境物品等調達方針（公共工事）を定めています。本稿で取り上げるコンクリート型枠合板は、この調達方針に基づき調達することになっています（図）。

この調達方針では、「適切に管理されていない森林から伐採された熱帯雨林材や針葉樹材」について使用を抑制するよう規定しています。対

図 東京都環境物品等調達方針（公共工事）の位置づけ



象となる工事の種類についても、土木工事（躯体本体）、建築工事（建築物、外構）、設備工事（基礎等、外構）と明確に定めています。

ただし調達方針は「適切に管理されていない森林から伐採された熱帯雨林材や針葉樹材」の使用を抑制することが目的で、禁止はしていません。「やむを得ない場合」という条件付きで使用することもできます。使用する場合は、認証材（FSC、PEFC、SGECなど）か、合法性と持続可能性が担保されたものに限っています。

運用にはチェックリストも

この調達方針の運用にあたり、「環境物品等（特別品目）使用予定（実績）チェックリスト」が整備されており、熱帯雨林材などの代替材として、国産材合板型枠、針葉樹材合板型枠、複合合板型枠（熱帯雨林材を含まないもの）などがリストアップされています。

都の担当者は、設計業務、施工計画、調達完了の各段階でチェックリストが守られているかどうかを確認することになっています。さらに使用実績調査の段階では必要に応じて、チェックリストから得られた情報を集計、分析、見直しするなど検討することになっています。

都はとても優れた“熱帯木材使用抑制方針”を持っています。

ところが実態は？

筆者は偶然にも今年3月、都の調達方針を検証する機会に恵まれました。東京都北区赤羽南1丁目の東京消防庁赤羽消防署庁舎の改築工事で、コンクリート型枠用合板に熱帯合板が使用されていたのです（写真）。合板の板面にある「SY

e-Panel」の表示は、マレーシア・サラワク州に本社を置くシンヤン（Shin Yang）社の製品であることを示しています。通常なら印字の周りに“合法木材”に関する記述や、“認証”関連のマークなどが印字されているのですが、見当たりませんでした。

この合板の使用にあたり、都の“熱帯木材使用抑制方針”はどのように適用されたのでしょうか。福島りえこ都議に協力していただき、東京消防庁の担当部署にそのあたりを確認してもらいました。

非認証材の使用が発覚！？

東京消防庁からは今年4月、福島議員に文書と口頭で以下のような3点の報告がありました。

(1) 使用した型枠合板は3種類あり、2社がPEFC認証製品（シンヤン社、タ・アン社）、1社（コリンド社）が非認証材だった

(2) 非認証材を使用していたが、調達完了段階で作成されたチェックリストに非認証材の使用量の記載がなかった

(3) チェックリスト運用に関し、東京都建築協議会と同幹事会から関係者に周知徹底を行った

この報告からは2つの深刻な懸念、疑問が生じます。まず、2社の認証製品のうちの1つ、シンヤン社の合板には、板面に「SY e-Panel」の印字しかなく、他で確認されている同



写真 東京消防庁赤羽消防署庁舎の改築工事で、コンクリート型枠用合板に熱帯合板が使用されていた

社グループ製の認証製品の表示形態とは大きく異なっています。国内で流通している同社グループ製の合板の多くは非認証材で、認証材は極めて少ないです。そのため、詳細で確実な情報が示された文書や根拠資料がないと、この合板を認証製品とする東京消防庁の報告は極めて不十分と言わざるを得ません。

もう1つは、チェックリストに非認証材の使用量の記載がなかったことです。今回のことが発覚して、チェックリスト運用の改善として“関係部署への周知徹底”が行われたようですが、これだけでは熱帯木材使用抑制効果は期待できず、チェックリストの運用方法の抜本的な見直しが必要です。

都の調達方針（公共工事）の熱帯木材使用抑制方針は、文面だけを見ればすばらしいものですが、実際の運用が伴っておらず、実態は“絵に描いた餅”です。理想的な方針や基準を打ち出すことはもちろん大切ですが、さらに重要なのは、チェックリストの実務が日々一つひとつ積み重ねられ、担当者が替わったとしても継続されていくような“仕組み”にしていくことではないでしょうか。E